岐阜市中小企業融資要領【第15条抜粋】(令和 2年 3月19日改正)

(ぎふし危機関連資金)

第15条　要綱第3条第3号エに規定するぎふし危機関連資金(以下「危機関連資金」という。)は、危機関連保証制度要綱(20171023中庁第1号)による全国統一保証制度に基づき融資を行う。

2　融資対象者は、中小企業信用保険法第２条第６項(以下、同法第２条第６項)の規定により経営の安定に支障を生じていることについて岐阜市長の認定を受けた中小企業者等とする。

3　融資限度額、資金使途、融資利率、融資期間、信用保証料、及び保証人に関する特記は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

4　担保については、必要に応じて求めるものとする。

5　本資金の融資を受けようとする者は、信用保証協会所定の申込資料の他、同法第２条第６項の規定による岐阜市長の認定書を取扱金融機関に提出するものとする。

6　取扱金融機関は、本制度に係る融資が完済となるまでモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、同法第２条第６項の経済産業大臣が認める日から１年以内の期間(同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が１年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。)(以下「危機指定期間」という。)中であるとき、または融資期間が１年以内であるときはこの限りでない。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

　なお、取扱金融機関は、危機指定期間内に融資実行するものとする。

別表第１

資金の種類	資金使途	融資対象者	融資条件	取扱金融機関
ぎふし危機関連資金	経営の安定に必要な資金	中小企業信用保険法第２条第６項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて岐阜市長の認定を受けた中小企業者及び組合	1　融資限度額　280,000,000 円 普通保険　200,000,000 円 無担保保険　80,000,000 円 2　融資利率　年　1.1 % 3　信用保証料率　別表第2による 4　融資期間 設備資金　10 年以内 運転資金　10 年以内 5　据置期間　2 年以内 6　返済方法　元金均等月賦返済	普通銀行 信用金庫 岐阜商工信用組合 商工中金岐阜支店 ぎふ農業協同組合 岐阜県信用農業協同組合連合会 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る。)

別表第２

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
ＣＲＤ値	法人	0-20	21-30	31-36	37-45	46-55	56-60	61-66	67-72	73-100
	個人	0-32	33-42	43-51	52-63	64-74	75-76	77-83	84-94	95-100
信用保証料率(年)										
ぎふし危機関連資金		0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%

(※1) 保証協会は、一般社団法人ＣＲＤ協会が運営・管理するＣＲＤ(中小企業信用リスク情報データベース)に基づいて算出された信用リスクに関するスコアにより、中小企業者等を9段階に区分する。

(※2) 信用保証料について、保証協会の規定に基づき、融資額に対して上記の年率をもって計算する。

(※3) 財務諸表がないときは、区分5の保証料率とする。

岐阜市中小企業融資保証料補填要綱【第４条抜粋】(令和 ２年 ３月 19 日改正)

(補填率及び補填額)

第４条　補填率は、別表に定めるとおりとする。

別表

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
補填率(年)									
ぎふし危機関連資金	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%